

福岡市障がい者等地域生活支援協議会 「福祉型短期入所部会」 企画案

提案者：福岡市東区知的障がい者相談支援センター

1 設置目的

現在、福岡市障がい者等地域生活支援協議会では、医行為の必要な障がい者への支援の課題として、短期入所施設の不足について協議されている。この課題は相談支援を行う上で痛切に感じており、早期の課題解決を図りたいと考えている。

医療型短期入所の増加については、市が「おうちで暮らそうプロジェクト」事業で取り組んでいるが、私たちは平成 25 年度第 1 回協議会での「福祉の事業所は、医行為の必要な障がい者を積極的に受け入れる姿勢をもっと見せることが必要」との意見を踏まえ、福祉型短期入所において、医行為の必要な障がい者を多く受け入れるために必要な取組み等を協議することを目的とし、施設職員を中心とする専門部会を設置するもの。

2 名称

本部会の名称は「福祉型短期入所部会」と称する。

3 協議内容

本部会は、その目的を達する為次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 福祉型短期入所で受入れ可能な医行為の種類や程度
- (2) 受入れ数増加の為に事業所として取り組めること
- (3) 受入れ数増加の為に事業所に対して福岡市が支援すべきこと
- (4) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成する為に必要な事項に関すること

4 事務局

本部会の事務局を、福岡市東区知的障がい者相談支援センターに置く。

5 部会委員

- 医行為のある重度障がい者を積極的に受け入れ、短期入所を実施している生活介護事業所【事業所】
- 居宅介護で医行為の必要な重度障がい者を積極的に支援しており、短期入所の開始を検討している事業所【事業所】
- 福岡市民間障がい施設協議会協議会の代表、かつ協議会委員【団体】
- 在宅医療を積極的に実施しているクリニック等【医療】

6 スケジュール

平成 25 年 9 月～11 月に月 2 回、計 6 回程度開催し、今年度の協議会に提言案を提出する。